

DMM Bitcoin サービス基本約款
新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条～第 13 条 (省略)</p> <p>第 14 条 (ロスカット及び不足金解消取引)</p> <p>1 当社が定期的に行う証拠金維持率判定においてトレード口座における証拠金維持率 (以下に定める計算式で算定される比率をいいます。以下同じ。) が当社の定める基準に達した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、お客様の未約定の注文 (現物取引に係る注文を含みます。) を全て取り消すとともに、お客様の計算において全ての未決済ポジションを反対売買により差金決済すること (以下「ロスカット」といいます。) とし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。なお、未約定注文が取り消され、証拠金維持率が当社の定める基準を超える場合にはロスカットは執行しないものとします。</p> <p>証拠金維持率 = (純資産額 - 注文証拠金) ÷ ポジション必要証拠金 × 100</p> <p>※「純資産額」とは、預託証拠金残高 + 評価損益 (円換算された金額) をいいます。</p> <p>「注文証拠金」とは、未約定の注文に係る証拠金 (円換算された金額) をいいます。</p> <p><u>「指値スプレッド評価損」とは、注文に係る当該通貨ペアの Bid (お客様による売付価格) と Ask (お客様による買付価格) の価格差に相当する金額をいいます。(常にマイナス表示となります)</u></p> <p>「ポジション必要証拠金」とは、その時点のポジションを持つために必要な証拠金 (円換算された金額) をいいます。</p> <p>「預託証拠金」とは、トレード口座において取引を行うために、お客様が</p>	<p>第 1 条～第 13 条 (省略)</p> <p>第 14 条 (ロスカット及び不足金解消取引)</p> <p>1 当社が定期的に行う証拠金維持率判定においてトレード口座における証拠金維持率 (以下に定める計算式で算定される比率をいいます。以下同じ。) が当社の定める基準に達した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、お客様の未約定の注文 (現物取引に係る注文を含みます。) を全て取り消すとともに、お客様の計算において全ての未決済ポジションを反対売買により差金決済すること (以下「ロスカット」といいます。) とし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとします。なお、未約定注文が取り消され、証拠金維持率が当社の定める基準を超える場合にはロスカットは執行しないものとします。</p> <p>証拠金維持率 = (純資産額 - 注文証拠金) ÷ ポジション必要証拠金 × 100</p> <p>※「純資産額」とは、預託証拠金残高 + 評価損益 (円換算された金額) をいいます。</p> <p>「注文証拠金」とは、未約定の注文に係る証拠金 (円換算された金額) をいいます。</p> <p>(追加)</p> <p>「ポジション必要証拠金」とは、その時点のポジションを持つために必要な証拠金 (円換算された金額) をいいます。</p> <p>「預託証拠金」とは、トレード口座において取引を行うために、お客様が</p>

DMM Bitcoin サービス基本約款
新旧対照表

新	旧
<p>トレード口座内に入金及び入庫する担保としての金銭及び仮想通貨をいいます。</p> <p>「預託証拠金残高」とは、トレード口座内の預託証拠金に既決済損益を加算減算した取引日基準の預託証拠金残高（円貨及び仮想通貨）をいいます。</p> <p>「評価損益」とは、建玉評価損益+<u>レバレッジ手数料</u>（円換算された評価額）+<u>指値スプレッド評価損</u>をいいます。</p> <p>「建玉評価損益」とは、その時点のポジションに対する評価額（<u>レバレッジ手数料</u>を含まず。円換算された評価額）をいいます。</p> <p>「<u>レバレッジ手数料</u>」とは、建玉のロールオーバー時に発生する手数料をいいます。</p>	<p>トレード口座内に入金及び入庫する担保としての金銭及び仮想通貨をいいます。</p> <p>「預託証拠金残高」とは、トレード口座内の預託証拠金に既決済損益を加算減算した取引日基準の預託証拠金残高（円貨及び仮想通貨）をいいます。</p> <p>「評価損益」とは、建玉評価損益+<u>スワップポイント</u>（円換算された評価額）をいいます。</p> <p>「建玉評価損益」とは、その時点のポジションに対する評価額（<u>スワップポイント</u>を含まず。円換算された評価額）をいいます。</p> <p>「<u>スワップポイント</u>」とは、建玉のロールオーバー時に発生する<u>レバレッジ手数料</u>をいいます。</p>
<p>第14条～第24条 （省略）</p>	<p>第14条～第24条 （省略）</p>
<p>第25条 平成30年1月11日 制定 平成30年3月7日 改定 平成30年6月13日 改定 平成30年10月1日 改定 平成30年11月21日 改定 平成30年12月19日 改定</p>	<p>第25条 平成30年1月11日 制定 平成30年3月7日 改定 平成30年6月13日 改定 平成30年10月1日 改定 平成30年11月21日 改定</p>